

令和6年12月17日（火）
打越 さく良 議員（立憲）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

1問 初任の裁判官・検察官の報酬・俸給月額の改定率が、初任の一般の政府職員の俸給月額の改定率より低いのはなぜか、同じ改定率により引き上げるべきではないか、法務当局に問う。

- 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、一般の政府職員の俸給表に準じて改定する方法をとっている。
- 具体的には、裁判官・検察官の報酬・俸給月額は、その号俸に応じて、それぞれ特別職給与法及び一般職給与法の適用を受ける職員の俸給に準じて定めており、対応する一般の政府職員の俸給表の俸給月額の改定率に応じて改定額を定めている。
- 今回の令和6年4月時点における官民格差に基づく改定については、本国会で審議されている一般職給与法の改正案において、初任者を始め、若年層に特に重点を置いて俸給表を引上げ改定することとされている。
- 初任の裁判官・検察官の報酬・俸給月額は、一般の行政職の初任者よりも高い級の俸給月額に対応していることから、それにより改定率が相対的に低くなっているものである。
- このような、一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考2) 初任者の号俸決定及び令和6年4月時点における官民格差に基づく改定後の報酬俸給月額について

- 判事補及び検事（司法試験に合格し、司法修習を終了して任官する者）
判事補10号俸及び検事18号俸 27万0,500円（1万5,700円・6.16%増）
- 総合職（大卒） 行政職俸給表（一）2級1号 23万円（2万9,300円・14.6%増）
- 一般職（大卒） 行政職俸給表（一）1級25号 22万円（2万3,800円・12.1%増）
- 一般職（高卒） 行政職俸給表（一）1級5号 18万8,000円（2万1,400円・12.8%増）

(参考3) 対応金額スライド方式について

官民格差に基づく裁判官・検察官の報酬・俸給月額の改定に際しては、その対応する特別職及び一般職の俸給表の改定率に応じて改定額を定める、いわゆる「対応金額スライド方式」によって改定額を算出している。

なお、行政職俸給表（一）の号俸に対応する裁判官及び検察官のうち、判事補1号から10号まで、簡裁判事5号から15号まで、検事9号から18号まで、副検事3号から13号まで及び16号については、平成18年度の一般の政府職員の給与構造改革によって、それまで対応していた行政職俸給表上の号俸がなくなったため、給与構造改革による切替前に対応していた行政職俸給表等の号俸の俸給月額に、切替後の行政職俸給表等の号俸の改定率を乗じて算出した仮定号俸に置き換えて計算し、報酬・俸給月額を算出している。

前記参考2の判事補10号俸及び検事18号俸は、行政職俸給表（一）の4級下2号という仮定号俸に対応するものであるが、いずれにしても、参考2に記載の一般職の初任号俸より相当程度高い。

令和6年12月17日（火）
打越 さく良 議員（立憲）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 今回の改正に伴い、裁判官・検察官の諸手当の支給に変更点はあるか、法務当局に問う。

- 裁判官及び検察官の受ける諸手当については、現行法上、基本的に一般の政府職員の例に準じて支給される。
- 例えば、一般の政府職員の受ける地域手当については、令和6年の人事院勧告を受けて、
 - ・ 支給地域の単位について、都道府県を基本とするなど広域化する
 - ・ 級地区分を従来の7段階から改め、4パーセントから20パーセントまでの5段階とする
- などの内容の改正法案が現在国会で審議中であり、この法案が成立した場合には、裁判官及び検察官の受ける地域手当についても、これに準じて改定される。
- また、期末・勤勉手当や通勤手当等についても同様に、一般的の政府職員に準じて改定される。

（参考1）

「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

（参考2）

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般的の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般的の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月17日(火)参・法務委 打越さく良議員(立憲)

3問 地域手当支給額について、現在の支給人数と平均支給額、法改正がなされた後の支給人数と平均支給額について、それぞれ法務当局に問う。

○ 令和6年度時点で、現行法上、地域手当が支給される地域で勤務する検察官及び改正予定の一般職給与法施行後に地域手当が支給される予定の地域で勤務する検察官は、いずれも約2,200名である（注）。

○ なお、平均支給額についてであるが、地域手当の支給額は、扶養手当の支給状況や、いわゆる異動保障の制度による支給額の調整があるかなど、個人ごとに異なる場合もあるため、制度の見直し前後での平均支給額を比較することは困難である。

(注) 全国の検察官の人数は、約2700名（出向者、法科大学院・海外派遣者を除く。）

また、いわゆる異動保障の制度による地域手当の支給割合の調整は考慮しておらず、例えば、本来地域手当が支給されない地域に勤務しているものの、異動保障により前勤務地の支給割合で地域手当の支給を受けている検察官の数は含まれない。

(参考1) ・現行法上、地域手当が支給される地域で勤務する検察官
2, 220名

・改正予定の一般職給与法施行後に地域手当が支給される
予定の地域で勤務する検察官 2, 225名

※いざれも R6.10.1 現在。出向者、法科大学院・海外派
遣者を除く。

(参考2) 地域手当の異動保障について

現行法上においては、異動等の前日に在勤していた地
域手当支給地域等に引き続き 6箇月を超えて在勤してい
た場合などに異動等の日から2年を経過するまでの間
支給され、1年目は異動等の日の前日に在勤していた地
域手当支給地域等の支給割合、2年目は1年目の支給割
合に100分の80を乗じて得た割合である。

【責任者：人事課 大原課長 内線 [] 携帯 []】

対法務当局

人事課 作成

令和6年12月17日(火)参・法務委 打越さく良議員(立憲)

4問 地域手当について、法改正がなされた結果、支給額が減額となる者的人数と平均してどの程度支給額が減額されるのかについて、法務当局に問う。

- 令和6年度時点で、改正予定の一般職給与法施行後に地域手当の支給額が下がることが予定されている地域で勤務する検察官は、約800名である（注）。
- なお、平均支給額についてであるが、地域手当の支給額は、扶養手当の支給状況や、いわゆる異動保障の制度による支給額の調整があるなど、個人ごとに異なる場合もあるため、制度の見直し前後での平均支給額を比較することは困難である。

(注) 全国の検察官の人数は、約2700名（出向者、法科大学院・海外派遣者を除く。）

また、いわゆる異動保障の制度による地域手当の支給割合の調整は考慮しておらず、例えば、本来地域手当が支給されない地域に勤務しているものの、異動保障により前勤務地の支給割合で地域手当の支給を受けている検察官の数は含まれない。

(参考) 改正予定の一般職給与法施行後に地域手当の支給額が下が

ることが予定されている地域で勤務する検察官 800名
(R6.10.1現在。出向者、法科大学院・海外派遣者を除く。)

【責任者：人事課 大原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月17日(火) 参・法務委
打越 さく良 議員(立憲)

5問 地域手当の支給を取りやめ、その分、全国一律に裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるべきではないか、法務大臣に問う。

○ 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、一般の政府職員の俸給表に準じて改定する方法をとっている。

このような方法は、

- ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
- ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮する

という理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

○ その上で、一般の政府職員が受ける地域手当は、地域の民間給与水準をより的確に反映させるものであるところ、全国各地で勤務する裁判官・検察官についてもこれに準じて取り扱うことは、合理性があると認識している。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 地域手当

地域の民間賃金水準を国家公務員の給与へ適切に反映させるために、民間賃金水準が高い地域の国家公務員の給与水準を調整する手当として、国家公務員の給与制度として設けられているもの。

(参考3) 令和4年11月10日参議院・法務委員会における加田裕之議員に対する政府参考人（司法法制部長）の答弁

○政府参考人（竹内努君） 裁判官、検察官の人材確保のためには、より多くの有為な人材が法曹を志望していただけるような環境整備が必要、重要であると認識をしております。

そのための取組といたしまして、法務省としては、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などに取り組んでいるところでございます。

加えまして、裁判官、検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要であると認識をしております。

委員御指摘の弁護士でございますが、一般的には、自ら

顧客と契約を締結し、その契約に基づいて経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態を取ってその職務を行っているものでございまして、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る態様や職務内容が大きく異なると認識しております。

また、裁判官及び検察官も国家公務員でありますので、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要もございます。

裁判官、検察官の報酬、俸給月額につきまして、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めるということは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして合理性を有するものと考えております。

(参照条文)

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和

二十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○ 檢察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号)

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号) 及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月17日(火) 参・法務委
打越 さく良 議員(立憲)

6問 地域手当が減額される裁判官・検察官について、
激変緩和措置を講じないのか、法務大臣に問う。

- 裁判官及び検察官の受ける地域手当については、現行法上、一般の政府職員の例に準じて改定される。
- その上で、一般の政府職員が受ける地域手当については、令和6年的人事院勧告を受けて
 - ・ 級地区分等を見直すとともに、
 - ・ 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長することを内容とする改正法案が現在国会で審議中であり、同法案が成立した場合には、裁判官及び検察官についても、これに準じて異動保障の期間が延長される。
- 加えて、一般職給与法の改正法案の附則では、地域手当に関する経過措置を講ずることとされ、今後、人事院規則により激変緩和措置が定められることとなるところ、現在勤務する地域に係る地

域手当が減額される裁判官・検察官に対しても、
この経過措置に準じて取り扱われることとなる。】

(参考 1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考 2)

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第 9 条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第 1 条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第 3 条に基づき必要な準則が定められている。

(参考 3) 異動保障

例：1 級地 20 % から 4 級地 8 % に異動した場合

	改定前	改定後
1 年目	20 %	20 %
2 年目	16 %	16 %
3 年目	—	12 %

※改定前の 3 年目以降及び改定後 4 年目以降は、異動後の地域手当 8 % を支給。

(参考4)

一般職給与法改正附則第7条では、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置が規定されており、今後人事院規則により、激変緩和措置が定められることとなる。

この激変緩和措置により、現行からの支給割合の引下げは4パーセント以内のものとされ、また、引下げの実施も、1年に1パーセントずつの段階的実施とされる。

(参考5) 令和6年人事院勧告・職員の給与に関する報告（抜粋）

(2) 地域手当

イ 支給地域の設定等

(オ) 見直しの段階実施

今般の見直しにより支給割合が引き下がる地域に在勤する職員の生活への影響等を考慮して、令和7年度から令和9年度までの間における当該地域の地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とする。

(参考6)

年次や個人差によって異なるものの、検事はおおむね2～3年に一度、裁判官はおおむね3年に一度異動している。

(参照条文)

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

- 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

附 則

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第七条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与法第十一条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

（対大臣・副大臣・政務官） 司法法制部 作成
令和6年12月17日（火）参・法務委
打越 さく良 議員（立憲）

7問 特別職給与法の改正案では、国會議員から任命された内閣総理大臣等の給与等が附則で据え置かれるものと承知しているが、最高裁判所長官については、同じ措置は講じられないのか、その理由はどういうものか、法務大臣に問う。

- 特別職給与法の改正法案においては、（ただ今内閣人事局から答弁があったとおり、）
 - ・ 昨年の法改正時の国会審議における様々な議論を踏まえるとともに、
 - ・ 国民の幅広い理解を得ることが重要との観点から、現下の諸情勢に鑑み、国會議員から任命された内閣総理大臣の給与等について、当分の間、据え置くこととされているものと承知している。
- 最高裁判所長官は、国會議員から任命されるものではなく、こうした観点が妥当しないことから、今般の改定において、国會議員から任命されたものではない特別職の職員と同様に、据え置く措置を講ずることとはされていない。

(参考1) 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

次の参考条文のとおり、本則において内閣総理大臣等の俸給月額を改定しているものの、附則において、国会議員から任命されたものについては、据置きをするための措置が講じられている。

(参考条文)

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

（内閣総理大臣等の給与）

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当（国会議員から任命されたものにあつては俸給、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当）とする。

第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2～4 (略)

- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文（第1条関係のうち、特別職給与法の別表第一・内閣総理大臣の俸給月額部分）

改正案	現行
二、〇三八、〇〇〇円	二、〇一六、〇〇〇円

- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案・附則第2条

(当分の間の内閣総理大臣等の俸給月額等)

第二条 内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたもの（次項及び第三項において「内閣総理大臣等」という。）の俸給月額は、第一条改正後給与法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

2～7 (略)

(参考2) 令和6年11月29日（午前）官房長官記者会見要旨（未定稿）

（記者） 給与の関係について伺います。今年度の国家公務員の給与改定を決めた一方で、総理ら閣僚の給与については据え置いたという判断をされたかと思いますが、その理由や、また、意図について伺います。

（官房長官） 閣僚等の給与については、昨年の法改正時に

おける国会審議における様々な議論を踏まえるとともに、物価上昇や賃上げの動向といった経済状況等の現下の諸情勢を総合的に勘案し、国民の幅広い理解を得ることが重要という観点から、当分の間据え置く措置を採ることとするものでございます。

(参考3) 令和6年12月12日 衆・内閣委員会 阿部司委員(維新)の質問に対する平大臣答弁(未定稿)

○阿部司君 これはですね、単なる慣行に過ぎないと思うんですね。合理的な根拠があるとは思えないんです。一方でですね、今般、内閣総理大臣等の月例給及び特別給について、現下の諸情勢に鑑み、当分の間据え置くとの判断がなされました。平大臣の御判断ということで、ありがとうございました。私も昨年、反対討論とかでさんざん言わせていただいたので、聞き入れていただけてうれしいなと思っているんすけれども、この理由、先ほども述べられておりましたけれども、現下の、もうちょっとですね、詳細というか、現下の諸情勢、これを具体的に、どのような状況を想定されているのか、また、当分の間、こちらもですね、期間について、どのような見通しをお持ちなのか、内閣官房、いいですか、大臣にお伺いします。

○平大臣 まずはですね、昨年の内閣委員会の議論を聞いて、一旦上げて返納するっておかしいよなと私も思いましたので、その後ですね、賛成をした後ですよ、した後に、そういう

う疑問も感じたので、それはもう据え置いた方がいいだろうと、分かりやすいというふうに思います。で皆さんも多分そういうことになると、手続きもかなり煩雑でありますので、据え置きをさせていただきました。

様々な諸情勢というのは、3年連続でですね、数十年ぶりの賃上げが実現している反面、物価も高騰していて、実質賃金もですね、前回ちょっと頭から出たと思ったらまたぶくぶくっていって現在またちょうどマイゼロくらいにあるというふうに思います。なので、実質賃金が安定的に上がっていくような状況も見通せない中、国民の皆さんはかなり実感として、手取りが減っている、というか厳しい、生活が厳しいという感覚をお持ちになられているんだろうなというふうに思っています。そういうことを勘案してというのが、一つの大きな理由であります。

当面の間というのはですね。まず今度、次に判断するのは、来年の今頃だと思います。来年の今頃に、いわゆる公務員制度担当大臣どなたがやられているか分かりませんが、人事院勧告が来て、一般職、特別職の議論をするときにですね、どう判断をするのか、ということだろうというふうに思っています。

(参考4) 国会議員の歳費について

次の参考条文のとおり、歳費の額について改正は行われず、期末手当の額について据置きをするための措置が講じ

られている。

(参照条文)

- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

第一条 各議院の議長は二百十七万円を、副議長は百五十八万四千円を、議員は百二十九万四千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

第十二条の二 各議院の議長、副議長及び議員で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの基準日前一月以内に、辞職し、退職し、除名され、又は死亡したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、辞職、退職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき歳費月額及びその歳費月額に百分の四十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる者の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の

日に在職した各議院の議長、副議長及び議員で当該任期満限又は衆議院の解散による選挙により再び各議院の議員となつたものの受けける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き国会議員の職にあつたものとする。

3 (略)

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第二条第二項及び第三項の規定が適用される間における第十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる者」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等」とする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】

令和6年12月17日（火）
打越 さく良 議員（立憲）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

8問 簡裁判事特号及び副検事特号が設けられたのはいつからか。附則ではなく、本則で規定するべきではないか、法務当局に問う。

- いわゆる簡裁判事特号及び副検事特号は、いずれも、その経歴等に照らし、それぞれの号俸の1号の額を超える額の報酬・俸給をもって処遇するのが適当と認められる簡易裁判所判事及び副検事に対し、当分の間、特別の額の報酬・俸給を支給できるようにするため、昭和48年の裁判官報酬法及び検察官俸給法の一部改正の際に、附則で設けられたもの。
- このように、簡裁判事特号及び副検事特号は、暫定的な措置として定められたものであるため、本則ではなく、附則で定められたものと承知。

（参考）簡裁判事特号及び副検事特号の在職者数

令和6年7月1日現在、簡裁判事特号に5人、副検事特号に83人が在職している。

（参考答弁1）第71回国会衆・法務委第46号（昭和48年9月21日）

○田中（伊）国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して説明をいたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今回に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりでございますが、そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じま

してその給与を改善するなどの措置を講ずるために、この両法律案を提出いたしました次第でありまして、改正の内容は、大略次のとおりでございます。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することになっておりますので、おおむね右に準じまして、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬及び検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増額することといたしました。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じまして、いずれもこれを増額するとともに、簡易裁判所判事及び副検事につきまして、特別のものに限り、当分の間、それぞれ簡易裁判所判事一号の報酬月額をこえる額の報酬及び副検事一号の俸給月額をこえる額の俸給を支給することができるようにいたしました。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十八年四月一日にさかのぼって適用することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(参考答弁2) 第71回国会衆・法務委第46号(昭和48年9月21日)

○大竹委員 次に、先ほど大臣の趣旨説明にもあったようですが、今まで判事の一号の上に特号があったわけですが、今度は簡裁の判事、副検事、それぞれ一号の上に特号というのですか、特号を置くということになったわけですが、その理由とでも申しますか、それを置かなければならなくなつた理由を御説明いただきたい。

○味村政府委員 このたび簡易裁判所判事につきまして特号と申しますか、副検事につきましても特号というものを新設することになっておるわけでございますが、これは従来、簡易裁判所判事の一号俸あるいは副

検事の一号俸によりましては、簡易裁判所判事の方の中には、いわゆる判事の有資格者もございますし、それで定年退職されまして、簡易裁判所判事一号俸ではお気の毒だという方もございます。

副検事の中にも非常に長いこと副検事に在職いたしまして、そして一号俸でなつかつ長い期間在職しておって、一号俸を支給しているだけではお気の毒だという方がございます。

そういう方には特別の措置を講じたほうがよろしいんではないかということから、このような特号を設けることに相なったわけでございます。

したがいまして、これは簡易裁判所判事の職務評価あるいは副検事の職務評価を変えたということではございませんので、いわば暫定的な措置として、それぞれのちょうど判事の特号についての条文と同じところに規定をいたしたということでございます。

(参考答弁3) 第111回国会参・法務委第1号(昭和62年12月11日)

○猪熊重二君 私が申し上げたいのは、判事特号という給与の方がおられるということは妥当なことだろうと思うんです。ただ、法文の形として第二条で別表でずっときちんと書いてあるのに、一つだけ特別に判事特号一時間がありませんので簡易裁判所の判事の方は伺いませんけれども、簡易裁判所判事特号というふうなものをつくって、しかもそれが三十四年からといえばもう二十数年間実施されている。

しかもこういう特号という制度が必要なんだということであるとすれば、附則十五条という何かいつ消えてしまうかわからぬというふうな形でなくして、別表そのものの中に、判事一号の上に判事特号というふうなものを設けることが、裁判官としても特号は固定的にあるんだということになってぐあいがよろしいようにも思うんですが、その辺について裁判所として判事特号ないし簡易裁判所特号というふうなものを別表の中に組み入れるというふうなことはお考えじゃないんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 立法の問題では、ございますが、裁判官の問題でございますので私の方からお答えいたします。

判事の特号が設けられまして、この条文にもございますように「当分の間」というふうにしてございます。

この趣旨は、判事の報酬については裁判官の任用制度とも絡んでいろんな議論があったということでございます。そこで、例えば法曹一元というような考え方から将来根本的に判事の報酬体系というものを考えていくということになった場合に、そういう時期での再検討が必要であるというようなことからこういう形で条文ができたものというふうに言われております。

もちろん、もう相当年数だっておりまして、ほぼ固定的な役割を果たしているわけではありますけれども、しかし理念として申しますと、裁判官の任用制度とも絡めた形での報酬体系のあるべき姿というものがいまだ実現されない形で残っておるということになりますので、そういうことから今回は従前の立法の経過を踏まえた形で改正していただくということになったわけでございます。

○猪熊重二君 同じ問題が検察官の俸給に関する法律についてもございますので、法務省にも簡単にお伺いしますが、検察官の俸給表も第二条に別表があって、検事総長から副検事何号までと全部書いてある。

それに対してやはり副検事特号というふうなものが設けられているわけですが、この設けられた趣旨等については私もお伺いしておりますので結構でございますが、今申し上げたような形でこれを別表の中に組み込むということについては、法務省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員（清水湛君） お答えいたします。

検察官俸給表附則の九条の問題でございますけれども、副検事につきましていわゆる特号が設けられた趣旨というのは、先ほど最高裁判所の方からお答えになったような趣旨と同趣旨のものでございます。

つまり、副検事の中に検事第一号俸のまま長期間在職し、いわば俸給が頭打ちになっている者が相当あらわれたということ。それから、老練で優秀な副検事を検察事務官より優遇するというようなことのためにこういう制度がつくられたわけでございます。

ところで、このような制度がつくられるに至りました背景、事情というのは、現在も依然として存在するわけでございまして、私どもといたしましてはこの特号制度の運用が必要であるというふうに考えているわけでございます。

ただししかし、法文の上で「当分の間」、いかにも暫定措置というような感じで設けられているという点につきましては全く御指摘のとおりでございまして、本来ならこれを正規の俸給体系の中に組み込むことが望ましいということが言えるのであろうと思思いますけれども、しかしこの問題になりますと副検事の職務評価を正面からどうするかというような問題とも絡んでくるわけでございまして、そういうようないろんな問題、裁判官の待遇等の問題とも絡めまして、いずれ抜本的に検討すべき時期が来ればそのときにやはりすっきりした形に改めるべきものであろうというふうに考えております。

しかしながら、そうであるとすればいつかということはちょっと今のところ申し上げかねるというところでございます。

○猪熊重二君 抜本的な改正まで待つというのも一つの方法でしょうが、抜本的改正といつてももう二十年も三十年もたっていることですから、暫定的な何か不必要なものだけれども、とりあえずというふうな形でなくして別表に入れたらどうか、こう考えて質問したわけです。

この点について、法務大臣何か御意見があれば簡単にお伺いして、終わりたいと思います。

○国務大臣（林田悠紀夫君） 承っておりますと先生の御意見もごともでございます。

しかし、この制定の経緯が暫定的ということでもあったものですから、それが踏襲されておるわけでありますけれども、十分検討をいたし、また人事院当局とも話し合いまして善処してまいりたいと存じます。

（参考答弁4）第113回国会参・法務委第4号（昭和63年12月20日）

○千葉景子君 一応お話を聞きいたしまして、この中で判事と簡易裁判所判事の報酬につきまして法律の附則がございます。

その附則の十五条というところに「特別のものに限り、当分の間、」として額が示されておりますけれども、この「特別のもの」というのは一体どういうものに当たるのか、そして「当分の間、」ということですけれども、これは何か一定の期間ということを予想されていらっしゃるものか、ちょっと御説明いただきます。

○最高裁判所長官代理者（櫻井文夫君）　この裁判官報酬法第十五条にあります判事、簡易裁判所判事の「特別のもの」に支給する報酬でございますが、俗に特号と言われているものでございます。

この報酬は、形式から申しましても報酬法第二条の別表の中には入っていない特別な形になっているわけでございますが、大体その趣旨について言われておりますところを申し上げますと、判事特号は、憲法に規定された裁判官の職務の重要性、職責の重大性を法制上あらわすために設けられたものだというふうに言われております。

そして判事と検事は、その任用資格においては根本的には差異はなく、同じ任用資格でもって任命されていっているわけでございますが、それぞれの官の間にある職責の違いに応じて裁判官については特にこのようないい報酬を設けるべきものというふうに考えられたということございます。

しかも裁判官の場合は通常、一般行政官よりも相当長く勤務をいたします。定年の面でも検察官と比べて定年が二年長くなっています。

そういうことも裁判官について、特に判事についてこういった報酬が設けられた趣旨であるというふうに言われているわけでございます。

それから簡易裁判所判事につきましては、簡易裁判所判事は御承知のように幾つかのルートからの任命が行われているわけでありますが、判事定年者等のいわゆる法曹資格を有する老練な簡易裁判所判事を確保し、かつ、それを適切に遇するという観点からこういった特別の報酬が設けられたというふうに言われております。

なお、現実の運用といたしましては、判事特号は例えば高等裁判所の裁判長であるとか、大規模な地・家裁の所長のような重責を担った老練な裁判官に大体運用されているということでございます。

簡易裁判所判事の特号につきましては、ただいま設けられた趣旨にのっとりまして判事定年者等の法曹資格を有する老練な簡易裁判事に支給が決定されているという実情でございます。

○千葉景子君　「当分の間」というのは、これは何か特別な意味がございますか。

○最高裁判所長官代理者（櫻井文夫君）　この点につきましては、裁判官の職責に応じてこのような制度が設けられたわけでございますが、裁判

官の報酬というものはその任用資格と密接な関係を有しているわけでございます。そして、その裁判官の任用資格あるいは報酬というものをさらに将来根本的に検討していくというようなことも念頭に置いてこういった形が設けられたというように言われております。

○千葉景子君 これは同じ質問になりますけれども、副検事につきましても同じような規定がなされておりますが、これについてはどのようなものでしょうか。

○政府委員（則定衛君） 副検事の中には、副検事になります前に公安職（二）の適用を受けます検察事務官として相当高位にまで昇進していた人が選考でなるというケースもございますが、そういうような経歴をたどって任官してきた人がございます関係上、副検事一号の額をもって遇するのが相当でなく、それを超える処遇をしたいという必要性がございまして、今申しました一号の上にいわゆる特号を置かせていただいておるわけでございます。

（参照条文）

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）
附 則（注：制定附則）

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万八千円とすることができる。

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）
附 則（注：制定附則）

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万六千円とすることができる。

令和6年12月17日(火)
川合 孝典 議員(民主)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

問 地域手当が減額されることにより、当該地域への異動対象となる検察官が異動を拒否するなどの事態は生じないのか、また、そのような事態が生じないための激変緩和措置は講じられないのか、法務当局に問う。

- 異動に関する希望については、それぞれの職員が抱える事情によって様々であり、地域手当の多寡のみが異動の支障になっている現状にあるとは承知していない。
- 裁判官及び検察官の受ける地域手当については、現行法上、一般の政府職員の例に準じて改定されるところ、一般の政府職員が受ける地域手当については、令和6年の人事院勧告を受けて
 - ・ 級地区分等を見直すとともに、
 - ・ 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長することを内容とする改正法案が現在国会で審議中であり、同法案が成立した場合には、裁判官及び検察官についても、これに準じて異動保障の期間が延長される。
- 加えて、一般職給与法の改正法案の附則では、地域手当に関する経過措置を講ずることとされ、今後、人事院規則により激変緩和措置が定められることとなるところ、現在勤務する地域に対する地域手当が減額される裁判官・検察官に対しても、この経過措置に準じて取り扱われることとなる。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 裁判官及び検察官の諸手当

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

(参考3) 異動保障

例：1級地20%から4級地8%に異動した場合

	改定前	改定後
1年目	20%	20%
2年目	16%	16%
3年目	—	12%

※改定前の3年目以降及び改定後4年目以降は、異動後の地域手当8%を支給。

(参考4) 地域手当の激変緩和措置

一般職給与法改正附則第7条では、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置が規定されており、今後人事院規則により、激変緩和措置が定められることとなる。

この激変緩和措置により、現行からの支給割合の引下げは4パーセント以内のものとされ、また、引下げの実施も、1年に1パーセントずつの段階的実施とされる。

(参考5) 令和6年人事院勧告・職員の給与に関する報告

(2) 地域手当

イ 支給地域の設定等

(オ) 見直しの段階実施

今般の見直しにより支給割合が引き下がる地域に在勤する職員の生活への影響等を考慮して、令和7年度から令和9年度までの間における当該地

域の地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とする。

(参考6) 裁判官及び検察官の異動間隔

年次や個人差によって異なるものの、検事はおおむね2～3年に一度、裁判官はおおむね3年に一度異動している。

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項につい

て必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（案）
(附則)

第七条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与法第十二条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成
令和6年12月17日(火) 参・法務委
鈴木 宗男 議員(無所属)

1問 檢察官・検察事務官の人員が足りないと認識しているが、必要な体制整備はできているのか、法務大臣に問う。

- 檢察官・検察事務官といった検察庁職員の体制整備については、事件数に加え、犯罪が複雑化し、事案を解明して適切に対処するために必要な検察官の業務量が増加していることなども考慮しつつ、検察官及び検察事務官等の人員の確保を含め、必要な体制の整備を行ってきたものである。
- 今後とも、毎年の事件数はもとより、犯罪情勢等の種々の事情をも考慮しつつ、必要な体制の整備に努めてまいりたい。]

(参考1) 檢察官の増員状況

令和6年度における検察官の定員は2,767名であり、過去10年間(平成26年度から令和6年度)で33名の増員を行ってきてている。

(参考2) 檢察事務官等の増員状況

令和6年度における検察事務官及び検察技官※の定員は9,095名であり、過去10年間（平成26年度から令和6年度）で33名の増員を行ってきてている。

※ 自動車運転手及び電話交換手

(参考3) 刑法犯認知件数の推移 ※出典：警察庁資料

平成30年	817, 338
令和元年	748, 559
〃 2年	614, 231
〃 3年	568, 104
〃 4年	601, 331
〃 5年	703, 351

【責任者：刑事局総務課 是木課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月17日 (火) 参・法務委
鈴木 宗男 議員 (無所属)

2問 裁判官や検察官は、一般の公務員よりも大変な仕事をしているのだから、今般の法改正に当たり、その職務に見合うように、一般の公務員よりも報酬や俸給を大幅に引き上げてよいのではないか、法務大臣に問う。

- 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、一般の政府職員の俸給表に準じて改定する方法をとっている。
このような方法は、
 - ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
 - ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮する
という理由に基づくものであって、給与水準の改定方法として合理的であると考えている。
- このように、裁判官の報酬及び検察官の俸給は、その職務と責任の特殊性を十分反映したものとなっていると認識している。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 令和6年12月12日衆議院・法務委員会における平林晃議員に対する鈴木国務大臣の答弁（未定稿）

○鈴木国務大臣 今、平林先生、より一層引き上げるべきでないかというお話をございました。

若干繰り返しにもなって申し訳ないんですけども、やはり、今回、一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官の報酬月額と検察官の俸給月額を改定をすることとしております。この点は、繰り返しになって恐縮ですが、裁判官そして検察官の職務と責任の特殊性の反映をさせながら、しかし、人事院勧告の重要性を尊重して、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮をする、こういった理由に基づくもので、給与水準の改定方法としては合理的だと私どもとしては判断をしておりますということを申し上げたいと思います。

…略…

いずれにいたしましても、委員御指摘のように、やはり裁判官、検察官、この人材の確保、これは大事でありますので、御指摘の観点も踏まえながら、採用の実情、これを見守っていきたいと思っております。

(参考3) 令和4年11月10日参議院・法務委員会における加田裕之議員に対する政府参考人（司法法制部長）の答弁

○政府参考人（竹内努君） 裁判官、検察官の人材確保のためには、より多くの有為な人材が法曹を志望していただけるような環境整備が必要、重要であると認識をしております。

そのための取組といたしまして、法務省としては、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などに取り組んでいるところでございます。

加えまして、裁判官、検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要であると認識をしております。

委員御指摘の弁護士でございますが、一般的には、自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態を取ってその職務を行っているものでございまして、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る態様や職務内容が大きく異なると認識をしております。

また、裁判官及び検察官も国家公務員でありますので、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要もございます。

裁判官、検察官の報酬、俸給月額につきまして、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を

定めるということは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして合理性を有するものと考えております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】